

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について

1 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）の一部の施行等により、

- 申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カードには写真が表示されないこととなること
- 健康保険証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格の確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となること
- 電子資格確認を受けることができない状況にある者について、当該者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等がなされるようになること

等を受けて、所要の規定の整備を行うに当たり、意見公募手続を行うもの。

2 改正の概要

(1) 改正法の一部施行等に伴う改正（犯収規則）

- ア 改正法施行後の個人番号カードについて、顔写真があるものとないものが併存することとなるので、それぞれ本人確認書類としての取扱いを整理する。
- イ 本人確認書類に係る規定から健康保険証等を削除するとともに、関係法令の施行時点で交付済みの書類について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設ける。
- ウ 本人確認書類に係る規定に被保険者等の資格の確認に必要な書面を追加する。

(2) その他の改正

- ア 現行の在留カード、特別永住者証明書及び精神障害者保健福祉手帳のうち写真の表示がないものについて、2 (1) アと同様に本人確認書類としての取扱いを整理する。
- イ 外国人登録証明書の廃止に際して、交付済みのものについて一定期間は引き続き犯収規則上の本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けていたところ、写真の表示がないものについて、2 (1) アと同様に本人確認書類としての取扱いを整理する。
- ウ 令和 6 年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例を廃止する。

3 今後の予定

意見公募手続：令和 6 年 8 月 23 日から令和 6 年 9 月 24 日まで

施行期日：改正法の関係規定の施行の日（令和 6 年 12 月 2 日）